

○住もうよ森町新婚さん応援金交付要綱

令和3年3月26日告示第21号

改正

令和3年7月29日告示第121号

令和4年3月31日告示第47号

令和6年3月29日告示第94号

住もうよ森町新婚さん応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における人口流出防止対策の強化及び新婚世帯の移住定住の促進を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、住もうよ森町新婚さん応援金（以下「応援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の表に定めるところによる。

用語	意義
婚姻	婚姻又は静岡県パートナーシップ宣誓制度により宣誓し、パートナーシップ宣誓書受理証及びパートナーシップ宣誓書受領カードを交付されることをいう。
婚姻日	婚姻届を提出し、受理された日又は静岡県パートナーシップ宣誓制度により宣誓した日をいう。
夫婦	婚姻を機に新生活を始めた夫婦又は2人をいう。
新婚世帯	次のいずれにも該当する夫婦がいる世帯をいう。 (1) 事業期間に婚姻届を受理され、かつ、町の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）されていること。 (2) 婚姻日から1年以内であること。

住居費	事業期間に、婚姻を機に町内に新たに取得し、又は賃借する住居（以下「当該住居」という。）に関する費用のうち、当該住居の取得費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額を、賃料について勤務先から住居手当が支給されている場合にあっては住居手当分に相当する額を除く。
リフォーム費用	事業期間に、婚姻を機に町内の既存住宅を改修又は増改築する際に要した費用をいう。
引越費用	事業期間に、婚姻を機に町内に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
生活備品代	事業期間に、婚姻後の生活のために購入した家具又は電化製品の取得に要した費用をいう。
車両費	事業期間に、婚姻を機に新たに取得し、又はリースする自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）、原動機付自転車及び自転車（電動アシスト自転車を含む。）に関する費用のうち、取得費、リース料及び登録諸費用をいう。

（交付対象世帯）

第3条 応援金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- （1） 交付申請する日において、当該住居又は既存住宅に夫婦とも住民登録されていること。
- （2） 婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が39歳以下であること。
- （3） 夫婦の双方とも交付決定日から引き続き1年以上、本町に居住する意思のあること。
- （4） 夫婦の双方とも市町村民税等の滞納がないこと。

(5) 夫婦の双方とも森町暴力団排除条例（平成23年森町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 夫婦の双方ともこの要綱に基づく応援金の交付を受けていないこと。
(交付対象経費等)

第4条 応援金の交付対象経費は、事業期間において婚姻日を基準とし、前3月の月の初日から後12月の月の末日までの間に支払った住居費、リフォーム費用、引越費用、生活備品代及び車両費を合算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の対象経費を除く。
(応援金の額等)

第5条 応援金の額は、前条に規定する交付対象経費の合計額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項の応援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(交付の条件)

第6条 応援金の交付条件は、別に定めるもののほか、町の実施する各施策に関する調査等に協力するものとする。
(交付申請等)

第7条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住もうよ森町新婚さん応援金交付申請書（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添えて、婚姻日から令和9年3月31日までに町長に提出しなければならない。

項目	書類
共通	婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍全部事項証明書又はパートナーシップ宣誓書受理証若しくはパートナーシップ宣誓書受領カードの写し
	夫婦の双方の納税証明書
	アンケート

住居費（取得）	売買契約書又は工事請負契約書の写し	
	領収書等の写し	
住居費（賃借）	賃貸借契約書の写し	
	領収書等の写し	
	住居手当支給証明書（様式第2号）	
リフォーム費用	工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書等の写し	
	領収書等の写し	
引越費用	領収書等の写し	
生活備品代	領収書等の写し	
車両費 （取得）	自動車	売買契約書の写し
		領収書等の写し
	原動機付自転車	領収書等の写し
	自転車	領収書等の写し
車両費（リース）	契約書の写し	
	領収書等の写し	

- 2 町長は、前項のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、審査その他必要な調査を行い、住もうよ森町新婚さん応援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に結果を通知するものとする。

(応援金の請求)

第8条 前条第3項の交付決定の通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに住もうよ森町新婚さん応援金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、住もうよ森町新婚さん応援金交付決定取消通知書（様式第5号）により応援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、その限りでない。

- (1) 応援金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定日から1年未満に転出したとき。

(応援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により応援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に応援金が交付されているときは、交付決定者に対し、住もうよ森町新婚さん応援金返還請求書（様式第6号）により、1月以内に、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、応援金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和7年度までの分の応援金に適用する。

附 則（令和3年7月29日告示第121号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の応援金から適用する。

附 則（令和4年3月31日告示第47号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の応援金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものみなす。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の応援金から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 1 号（第 7 条関係）

住もうよ森町新婚さん応援金交付申請書

年 月 日

森町長 様

住 所
氏 名
電話番号

住もうよ森町新婚さん応援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

婚 姻 日 等		年 月 日		
住民登録日		(申請者) 年 月 日		
		(配偶者等) 年 月 日		
費用内訳	住居費 (取得)	契約締結年月日 年 月 日		
		(A) 支払済金額 円		
	住居費 (賃借)	(D) 実質家賃負担額	(B) 家賃 [共益費等含む.] 月額 円	月額 (D) = (B) - (C) 円
			(C) 住居手当等 月額 円	
		(E) 支払済家賃 = (D) × 月数 円		
		(F) 入居費用 (敷金・礼金・仲介手数料等) 円		
			(G) 住居費 (賃借) 合計 = (E) + (F) 円	
	リフォーム費用	(H) 支払済金額 円		
	引越費用	(I) 支払済金額 円		
	生活備品代	(J) 支払済金額 円		
	車両費 (取得)	契約締結年月日 年 月 日		
		(K) 支払済金額 円		
	車両費 (リース)	契約締結年月日 年 月 日		
		(L) 支払済金額 円		
	(M) 合計 = (A) + (G) + (H) + (I) + (J) + (K) + (L)		円	
申 請 額		(上記 (M) 又は 80 万円のうちいずれか少ない額 (1,000 円未満切捨て)) 円		

- 1 交付決定日から1年未満に町外に転出した場合は、住もうよ森町新婚さん応援金交付要綱に基づき、交付された応援金を返還します。
- 2 私及び配偶者等は、過去に住もうよ森町新婚さん応援金の交付を受けていません。
- 3 私及び配偶者等は、他の公的制度（森町結婚新生活支援補助金を除く。）による家賃補助を受給していません。
- 4 私及び配偶者等は、市町村民税の滞納はありません。
- 5 私及び配偶者等の住民登録資料、税務資料、その他の関係資料について、森町が調査及び閲覧をすることに同意します。
- 6 私及び配偶者等は、森町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないことを誓約します。

署名欄

申請者 _____

配偶者等 _____

添付書類

項目		書類
共通		☐ 婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍全部事項証明書又はパートナーシップ宣誓書受理証若しくはパートナーシップ宣誓書受領カードの写し
		☐ 夫婦の双方の納税証明書
		☐ アンケート
住居費（取得）		☐ 売買契約書又は工事請負契約書の写し
		☐ 領収書等の写し
住居費（賃借）		☐ 賃貸借契約書の写し
		☐ 領収書等の写し
		☐ 住居手当支給証明書（様式第2号）
リフォーム費用		☐ 工事請負契約書又は契約内容が確認できる請求書等の写し
		☐ 領収書等の写し
引越費用		☐ 領収書等の写し
生活備品		☐ 領収書等の写し
車両費（取得）	自動車	☐ 売買契約書の写し
		☐ 領収書等の写し
	原動機付自転車	☐ 領収書等の写し
	自転車	☐ 領収書等の写し
車両費（リース）		☐ 契約書の写し
		☐ 領収書等の写し

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

住居手当支給証明書

年 月 日

森町長 様

所在地
給与等の支払者 名 称 (印)
氏 名
電話番号

次の者の住居手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所

氏 名

2 住居手当支給状況

(1) 支給している

(2) 支給していない

年 月現在
住居手当 月額 円
支給開始年月 年 月

(注)

- 1 住居手当とは、住居に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 直近の住居手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

住もうよ森町新婚さん応援金交付決定通知書

第 年 月 号
日

様

森町長 印

年 月 日付けで申請のあった住もうよ森町新婚さん応援金の交付について、1のとおり交付を決定したので通知します。

1 応援金交付決定額

金 _____ 円

2 交付の条件

- （1） 町の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- （2） 森町補助金等交付規則及び住もうよ森町新婚さん応援金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

住もうよ森町新婚さん応援金交付請求書

年 月 日

森町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた住もうよ森町新婚さん応援金として、次のとおり請求します。

1 請求金額： 金 円

2 振込指定口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外) (金融機関コード・支店コードが分からない場合は記入不要です。他の事項については必ず全て記入してください。)	金融機関コード(4桁)		金融機関名(必ず記入)		
	支店コード(3桁)		支店名(必ず記入)		
	預金種別(該当のものに○印)		口座番号(右詰で記入)		
	1 普通 2 当座 3 その他()				
口座名義人(カタカナ表記・枠内20文字を超える場合は冒頭から20文字までを記入)					
ゆうちょ銀行 (店名・店番・預金種目・口座番号(数字7桁)を記入。通帳に印字されていない場合は郵便局でご確認ください。)	店名(漢数字)	店番(数字3桁)	*ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は次のとおりです。 総合口座・通帳預金→1 普通預金、一般振替口座→2 当座預金、 通帳貯蓄預金→3 貯蓄預金		
	預金種目(該当のものに○印)		口座番号(数字7桁)		
	1 普通預金 2 当座預金 3 貯蓄預金				
	口座名義人(カタカナ表記・枠内20文字を超える場合は冒頭から20文字までを記入)				

「口座名義人」欄の記入方法

- 1 通帳等の記載どおりカタカナで記入してください。
- 2 濁点・半濁点・空白は1文字として扱います。

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 号
日

様

森町長 印

住もうよ森町新婚さん応援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した住もうよ森町新婚さん応援金については、次の理由により交付決定の 全部・一部 を取り消します。

交付決定の取消額	円
取消しをする理由	

様式第6号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 号
日

様

森町長 印

住もうよ森町新婚さん応援金返還請求書

年 月 日付けで交付決定の全部又は一部取消通知を行った
既に交付済みの住もうよ森町新婚さん応援金について、次のとおり 全部・
一部 返還の請求をします。

返還の請求をする金額	円
------------	---

交付額	円
交付取消額	円
交付年月日	年 月 日
返還納付すべき期限	年 月 日